

企画競争説明書

業務名称： **バングラデシュ国ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト**

調達管理番号： **21a00753**

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8 プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年10月20日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年10月20日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年1月 ～ 2027年1月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

- 第1期：2022年1月～2023年7月
- 第2期：2023年7月～2025年1月
- 第3期：2025年1月～2027年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1期

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の25%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の15%を限度とする。

2) 第2期

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の24%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の16%を限度とする。

3) 第3期

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第1グループ 第2チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年10月28日 12時

(2) 提出先：上記「4 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年11月4日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年11月12日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 機材費に係る経費（提案がある場合）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 宿泊料（単価指定）
 - 1～6号：13,500円/泊で計上してください。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) BDT1=1.327870円
 - b) US\$ 1 =111.364000円
 - c) EUR 1 =130.000000円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
 - PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
 - バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限（指定）することとしているため、宿泊料については、13,500円/泊（税抜/1～6号共通）として計上してください。ただし、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用するものとします。なお、国内の宿泊先の制限（指定）が解除される等、状況の変化があった場合には、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に基づく宿泊料の積算をもとめることとなります。

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／養殖技術
 - b) 水産加工技術／水産物バリューチェーン

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 40.05人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年11月30日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）

又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：水産開発に関わる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／養殖技術

➤ 水産加工技術／水産物バリューチェーン

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／養殖技術】

- a) 類似業務経験の分野：小規模養殖に関する技術指導
- b) 対象国・地域又は類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：水産加工技術／水産物バリューチェーン】

- a) 類似業務経験の分野：水産加工技術、水産物バリューチェーンに関する技術指導
- b) 対象国・地域又は類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／養殖技術</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>水産加工技術／水産物バリエーション</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年11月18日（木）
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ミャンマーと国境を接するバングラデシュのコックスバザール県は、同国最南東に位置し、1970年代からミャンマーからの避難民が流入し、2016年には約3万5千人¹（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、2021年）の避難民が同県内の避難民キャンプで居住していた。2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州の情勢悪化により、さらに大勢の避難民が同県内に流入し、2021年2月時点で約87万人¹（UNHCR、2021年）の避難民が同県にある避難民キャンプでの避難生活を余儀なくされている。バングラデシュ政府は、避難民を早期にミャンマーへ帰還させるという方針を立てつつも、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）等の協力の下、避難民に対し仮設テントや食料等の生活必需品を支給するなどの人道的な支援を行っている。しかし、ミャンマーへの避難民の帰還に向けた政府間協議に目立った進展は見られず、避難民の帰還やホストコミュニティを取り巻く社会経済的情勢の改善は短期的には期待できない。同県の人口は約229万人であるが、約87万人の大規模な避難民の流入が短期間で起こったことにより、避難民キャンプを受け入れるホストコミュニティを中心に同県内の生活物資・食料品・移動交通費の高騰、労働市場の混乱（日雇い労働機会の減少、賃金の低下等）が生じている。

コックスバザール県は、ベンガル湾に面した120kmに及ぶ海岸線を有し、国内の海洋漁業の漁獲量の約3割（約21万トン）が水揚げされている（バングラデシュ漁業・畜産省漁業局、2018年）。同県内の労働従事者の約3割は漁業、水産加工などの水産セクターの関連活動に従事しており（JICA、2019年）、主要産業は水産業である。漁業従事者（約7万人）（JICA、2019年）の約7割は漁船などの資本を持たず、船主等からの月・日払いの賃金収入や、漁業以外の季節性日雇い労働を生計手段としている。同県内のベンガル湾沿岸地域はバングラデシュ国内でも開発が遅れている地域の1つで、貧困率²は33%（世界銀行、2016年）、5歳児未満の子供の発育阻害の割合は46%と高く（Bangladesh Bureau of Statistics、2012年）、住民は慢性的な栄養不足に陥っている。また、バングラデシュの最上位の国家計画である「第8次5か年計画（2020/21-2024/25年度）」において、持続可能な漁業資源の保全管理とその利用が水産セクターの重点取組とされていることを受け、2019年から適切な漁業資源管理のため年間

¹ UNCHR・バングラデシュ政府に登録されている難民数で、非登録の避難民数は含まない。

² 貧困率：1日1.9ドル未満で生活する人口の割合

65日間のベンガル湾での全面禁漁措置が導入されており、禁漁期間中の同地域の漁業従事者の生計確保が課題となっている。

以上の通り、同県内のベンガル湾沿岸地域の漁業従事者は避難民流入の影響による日雇い労働機会の減少・賃金の低下や、禁漁措置の導入の影響による漁業収入の減少等により、これまでと同様の営漁、水産業や日雇い労働で生計を維持することが困難な状況に直面している。そのため、同地域の漁業従事者は持続可能な漁業資源管理に適応しながら、漁業活動の生産性を高めるとともに、漁業以外の生計を補う収入手段を習得し、生計向上を図る必要がある。

こうした背景のもと、本事業は、コックスバザール県のベンガル湾沿岸地域において、ホストコミュニティの漁業従事者の養殖、加工、漁業資源管理技術や地域内の水産物バリューチェーンの改善、漁業以外の収入機会の創出等を行うことにより、漁業従事者の生計向上を図り、もって同地域の安定した生活の確保に寄与するものであり、バングラデシュ政府からの要請を受けて2020年8月～9月に詳細計画策定調査を実施し、2020年12月にその結果について協議議事録を合意しており、2021年11月末までのR/Dの署名を予定している。

また、技術協力個別案件「水産開発アドバイザー」では、本邦コンサルタントとの業務実施契約により、養殖技術や水産加工技術の実証を目的とした活動を2020年9月～2022年5月まで、現地リソースとの委託契約により沿岸部ホストコミュニティのレジリエンス強化の優良事例の形成を目的とした活動を2021年9月～2022年5月まで実施中である。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

バングラデシュ国ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト

(2) 上位目標

ホストコミュニティの住民の生活が安定する。

(3) プロジェクト目標

パイロットサイト（※対象地域参照）の漁業従事者の生計が向上する。

(4) 期待される成果

- ・ 成果1：パイロットサイトに適応した養殖・水産加工技術が特定され、パイロットサイトで導入される。
- ・ 成果2：パイロットサイトの水産バリューチェーンが強化される。
- ・ 成果3：パイロットサイトの漁業関係者の漁業資源管理能力が向上する。
- ・ 成果4：パイロットサイトの漁業従事者の生計が代替収入活動によって向上する。
- ・ 成果5：パイロットサイトの漁業従事者世帯の栄養状態が改善される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- ・ 1-1：水産開発アドバイザーの活動をレビューし、パイロットサイトに導入する養殖・水産加工技術を検討する。
- ・ 1-2：技術導入オリエンテーションや参加型市場調査などを実施し、パ

パイロットサイトのコミュニティ/漁業者グループ向けに地域の漁業活動に適用可能な技術の有用性を啓蒙する。

- ・ 1-3：パイロットサイトのコミュニティ/漁業者グループが住民参加型で、上記1.1で特定した技術を活用したコミュニティ開発計画を策定するのを支援する。
- ・ 1-4：上記1-3で策定されたコミュニティ開発計画に基づき、上記1-1で特定された技術導入（パイロット活動）に関する支援を行う。
- ・ 1-5：上記1-4のパイロット活動をモニタリングする。
- ・ 1-6：パイロットサイト近隣のコミュニティ向けに、適切な養殖・水産加工技術の知識向上を目的とした研修・セミナーを開催する。
- ・ 1-7：上記1-4のパイロット活動を評価し、漁業従事者向けの技術普及ガイドライン（Fishers Group Support Activities ガイドライン、以下、FGSA ガイドライン）に取りまとめる。

【成果2に係る活動】

- ・ 2-1：水産開発アドバイザーや他ドナー等が実施した水産バリューチェーンに関連する調査結果をレビューする。
- ・ 2-2：付加価値・収入向上の実現性が高い魚種・水産加工品を特定し、その情報をパイロットサイト内のコミュニティ/漁業者グループと共有する。
- ・ 2-3：パイロットサイト内のコミュニティ/漁業者グループが実施する、漁獲物や水産加工品による収入向上を目的とした水産バリューチェーン（FVC）の改善活動を支援する。
- ・ 2-4：FVCの改善活動をモニタリングする。
- ・ 2-5：パイロットサイト近隣のコミュニティ向けに、FVCの改善活動の成果・教訓を共有する研修・セミナーを開催する。
- ・ 2-6：上記2-4のFVCの改善活動を評価し、FGSA ガイドラインに取りまとめる。

【成果3に係る活動】

- ・ 3-1：漁業資源管理のためのファシリテーターの能力評価ツールを開発する。
- ・ 3-2：パイロットサイトの漁業資源管理のファシリテーター（DoF、地方自治体、国の研究機関、NGO等）向けに、エコシステムアプローチを使用した体系的な漁業資源管理に関するトレーニングを実施する。
- ・ 3-3：パイロットサイトの住民へエコシステムアプローチによる体系的な漁業資源管理に関する啓蒙を行う。
- ・ 3-4：関係機関（地方自治体、NGO、Bangladesh Fisheries Research Institute (BFRI)、Bangladesh Oceanographic Research Institute (BORI)等）のファシリテーターと協力して、パイロットコミュニティが漁業管理計画を策定し、持続可能な管理を実施するための技術支援を行う。
- ・ 3-5：エコシステムアプローチによる体系的な漁業管理に関する知識の普及を拡大するために、パイロットサイト近隣のコミュニティへ啓蒙活動を行う。
- ・ 3-6：上記3-1で開発された能力評価ツールを使用して、ファシリテーターの能力を評価する。

【成果4に係る活動】

- ・ 4-1 : パイロットサイトに導入する漁業の代替収入を創出する (Alternative income generation, AIG) 活動を特定する。
- ・ 4-2 : AIG 活動に関する技術導入オリエンテーションや参加型市場調査などを実施し、パイロットサイトのコミュニティ/漁業者グループ向けにその活動の有用性を啓蒙する。
- ・ 4-3 : パイロットサイトのコミュニティ/漁業者グループが住民参加型で、上記4-1で特定したAIG活動を活用したコミュニティ開発計画を策定するのを支援する。
- ・ 4-4 : 上記4-3で策定されたコミュニティ開発計画に基づき、上記4-1で特定されたAIG活動(パイロット活動)に関する支援を行う。
- ・ 4-5 : 上記4-4のパイロット活動をモニタリングする。
- ・ 4-6 : パイロットサイト近隣のコミュニティ向けに、AIG活動の成果・教訓を共有するための研修・セミナーを開催する。
- ・ 4-7 : AIG活動を評価し、FGSAガイドラインに取りまとめる。

【成果5に係る活動】

- ・ 5-1 : パイロットサイトに導入する栄養改善活動を特定する。
- ・ 5-2 : 上記特定した栄養改善活動の実現可能性を検証し、実証する。栄養改善活動に関する技術導入オリエンテーション等を実施し、パイロットサイトのコミュニティ/漁業者グループ向けにその活動の有用性を啓蒙する。
- ・ 5-3 : パイロットサイトのコミュニティ/漁業者グループが住民参加型で、上記5-1で特定した栄養改善活動を活用したコミュニティ開発計画を策定するのを支援する。
- ・ 5-4 : 上記5-3で策定されたコミュニティ開発計画の実施に基づき、上記5.1で特定された栄養改善活動(パイロット活動)に関する支援を行う。
- ・ 5-5 : 上記5-4のパイロット活動をモニタリングする。
- ・ 5-6 : パイロットサイト近隣のコミュニティ向けに、栄養改善活動の成果・教訓を共有するための研修・セミナーを開催する。
- ・ 5-7 : 栄養改善活動を評価し、FGSAガイドラインに取りまとめる。

(6) 対象地域

コックスバザール県のベンガル湾沿岸地域のパイロットサイト (※)

※パイロットサイトはコックスバザール県のベンガル湾沿岸地域内で、避難民流入や禁漁措置の影響等を踏まえて、パイロット活動を実施する場所として事業開始後に選定するユニオン(郡の一つ下位の地方行政区分)のことを意味する。

(7) 関係官庁・機関

実施機関 : 漁業・畜産省 漁業局 (Department of Fisheries (DoF) , Ministry of Fisheries and Livestock (MoFL))

(8) 協力期間

5年間

第4条 業務の目的

「バングラデシュ国ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき、成果1～5のうちの成果1、2に係る業務（活動）を実施することにより、成果1、2を発現し、プロジェクト目標の達成に寄与する。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構がバングラデシュ政府と締結したR/D（Record of Discussions）（2021年11月署名予定）に基づいて実施される「バングラデシュ国ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの実施体制（日本側）

本業務による派遣専門家（業務従事者）とは別に、2022年1月頃より本邦専門家2名（水産開発・漁村振興の業務経験を有するチーフアドバイザー（短期）、業務調整員（長期））の派遣、および、2022年3月頃に漁業資源管理、代替所得向上、栄養改善分野のローカルリソースの専門家を配置予定である（以下、上記の専門家は直営専門家と称す）。本業務従事者は成果1、2に係る全ての活動を担当し、成果3、4、5に係る活動は全て直営専門家が対応する。

合同調整委員会の対応等、プロジェクト全体（成果1～5の活動全体）に関連する事項の対応は、チーフアドバイザー、業務調整員が総括・取りまとめ、関連する調整を図ることとし、本業務従事者はこの対応を支援することとする。本業務従事者は直営専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図る。

（2）プロジェクトの実施体制（バングラデシュ国側）

本事業の先方国実施機関は漁業・畜産省 漁業局であり、漁業局の本省とコックスバザール県事務所の職員が主要なカウンターパートとなる。また、全ての成果に係る活動において地方行政組織（ウパジラ、ユニオン）が、成果3に係る活動においてBFRI、BORIが科学的・学術的見地から、活動の実施を支援する計画である。

（3）現地派遣時期

プロジェクトの全体進捗状況により、直営専門家から現地派遣時期の、調整の要望がある場合は、直営専門家と協議の上、調整すること。

（4）他ドナー機関への知見共有

コックスバザール県では、USAID、FAO、WFP等の多数ドナーが漁業資源管理や養殖・水産加工技術、代替収入機会の創出や栄養改善活動の支援をホストコミュニティ向けに実施している。このため、本業務の実施においては、地域／裨益対象者／普及技術／普及手法の側面から、他主要ドナーとの活動の重複が生じないように、積

極的に、主要ドナー間の定期会合（Food Security Meeting等）を通じて情報収集、情報・知見の共有、相乗効果の発現や対象地域の重複については調整を図ることとする（本業務の範囲において）。

（５）セミナー・研修の開催について

本業務で実施を予定しているセミナー・研修に関して、会場・軽食等の手配（支払い含む）は直営専門家が調整・対応する。

（６）本邦研修の実施の追加

技術移転の一環として、プロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を、協力期間を通じて全３回（各会約８名、１４日間程度）の実施を想定している。内容は現時点では未定であり、事業開始後、事業の進捗 C/Pとの協議を踏まえて決定する予定である。内容が成果１、成果２に関連する場合は、本契約への追加を協議することとする。本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」はJICA が行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。ただし、内容、回数など未定の部分が多いのでプロポーザルにおいて本邦研修についての提案は不要である。

- １）研修カリキュラムの策定
- ２）研修受入先選定、内諾取付け
- ３）研修受入先との日程及び研修内容の調整
- ４）研修の実施（経費精算を含む）
- ５）研修成果の業務への活用促進

（７）機材調達の追加

現時点では、成果１、成果２に関連した機材調達は想定されていないが、必要と判断された場合は、本契約への追加を協議することとする。なお、現時点で必要と判断される機材があればプロポーザルで提案すること。

（８）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

第7条 業務の内容

各契約期間における業務の内容は、以下を想定している。「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえながら、本プロジェクトの成果達成に向けた活動を実施する。コンサルタントは、業務の方法や活動の詳細については、プロポーザルで提案すること。その際必要な人員配置や必要機材、経費についても見積ること。

全（第1期、第2期、第3期）契約期間を通じての業務内容

(1) 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは、共通仕様書に基づき業務計画書（和文）を作成し各契約期間の契約日から起算して10営業日以内にJICAに対して提出し、承諾を得る。

(2) ワークプラン案の作成・合意（各期契約ごと）

JICA提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法・業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（英文）（案）に取りまとめる。同プランをもとに、バングラデシュ側関係者、直営専門家、JICAと協議、意見交換して修正版を作成し、C/P の合意を得る。

(3) 合同調整委員会（JCC）、ワークショップ等の開催

以下を目的として、少なくとも6 ヶ月に1 回（必要に応じて追加の開催もありうる）の開催頻度を目途にJCCをC/Pと開催する計画である。

- 1) PDM に基づき、ワークプランについて議論しJCCの承認を得る。
- 2) 全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じてPO の計画を修正する。
- 3) プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

本業務に係る活動範囲について、C/P、直営専門家と協力して会議資料等の作成を行うとともに、JCC に参加し、協議結果のミニッツ（英文）取りまとめに協力する。

また、各種計画・マニュアル等の作成にあたっては、C/P、直営専門家と協議の上、JCCメンバーも交えたワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保することとする。

(4) モニタリングシートと業務進捗報告書の作成

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めたMonitoring Sheet（JICA 指定様式有。配布資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」参照）を基に、日常的な事業モニタリングを行うこととしている。

具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。6 ヶ月に1 度を目途に、JCC等での議論もふまえながらC/P、直営専門家と共同でMonitoring Sheet を作成し、C/Pの承認を得る（成果1、2に関連する範囲で）。

また、各期の契約期間完了時には、活動の進捗について、業務進捗報告書第1期、第2期）、業務完了報告書（第3期）として取りまとめ、JICAに提出する。

(5) プロジェクト目標指標のモニタリング方法の確認

C/Pとプロジェクト目標指標のモニタリング方法を協議し、情報の入手・管理・評価の方法を確認・整理する。

(6) JICAとの協議・報告

各現地業務開始時や帰国時にそれぞれJICA本部及びバングラデシュ事務所に対し、業務計画や活動の進捗、成果等について説明・報告及び協議を行う。

第1期：2022年1月～2023年7月

(7) 現状分析

「水産開発アドバイザー」の調査・業務報告書、および、コックスバザールでDOFや他ドナーが実施している養殖、水産加工、水産バリューチェーン分野の活動についてレビューし、コックスバザールにおける同分野の開発に関わる現状を把握する。

(8) パイロットサイトの選定

直営専門家、C/Pと協働で、R/Dに記載の選定クライテリアに基づき、パイロットサイトの候補を選定し決定する。

(9) ベースライン調査の実施

成果1、成果2の指標をレビューし、定量的指標設定のためのベースライン調査を実施する。なお、より適切な指標内容があると判断される場合は、直営専門家に提案することとする。

(10) 水産開発アドバイザーの活動レビュー（活動1-1関連）

「水産開発アドバイザー」を通じて実施された養殖、水産加工技術の実証試験の結果をレビューし、パイロットサイトに導入する養殖・水産加工技術を検討し、C/P、直営専門家と協議の上選定する。

(11) 技術導入オリエンテーションの実施（活動1-2関連）

上記(10)の結果を踏まえて、C/Pと協働で、パイロットサイトのコミュニティ/漁業者グループ向けに技術導入オリエンテーションや参加型市場調査などを実施し、地域の漁業活動に適用可能な技術の有用性を啓蒙する。

(12) 技術導入オリエンテーションの実施（活動1-3関連）

C/Pと協働で、パイロットサイトのコミュニティ/漁業者グループが住民参加型で、上記(10)、(11)の結果を踏まえて選定された技術を活用したコミュニティ開発計画を策定するのを支援する。また、C/Pのコミュニティ/漁業者グループへの支援・指導方法の改善を指導する。

(13) 技術導入の支援（活動1-4関連）

上記(12)を通じて策定されたコミュニティ開発計画に基づき、上記(10)で選定された技術導入（パイロット活動）に関し、C/Pがコミュニティ/漁業者グループに行う技術普及を指導する。

(14) 活動のモニタリング（活動1-5関連）

C/Pと協働で、上記(13)のパイロット活動をモニタリングし、必要に応じて、改善点をC/P、コミュニティ/漁業者グループへ助言する。

(15) 水産バリューチェーンの課題分析（活動2-1関連）

水産開発アドバイザーや他ドナー等が実施した水産バリューチェーンに関連する調査結果をレビューする。

(16) コミュニティ/漁業者グループへのバリューチェーン改善啓蒙（活動2-2関連）

C/Pと協働で、付加価値・収入向上の実現性が高い魚種・水産加工品を分析、選定し、その情報をパイロットサイト内のコミュニティ/漁業者グループと共

有する。

- (17) 水産バリューチェーン (FVC) の改善 (活動2-3 関連)
C/Pがパイロットサイト内のコミュニティ/漁業者グループと実施する、漁獲物や水産加工品による収入向上を目的とした水産バリューチェーン (FVC) の改善活動を支援する。また、C/Pのコミュニティ/漁業者グループへの支援・指導方法の改善を指導する。
- (18) FVCの改善活動のモニタリング (活動2-4 関連)
C/Pと協働で、上記(17)のFVCの改善活動をモニタリングし、必要に応じて、改善点をC/P、コミュニティ/漁業者グループへ助言する。

第2期：2023年7月 ～ 2025年1月

- (19) 養殖・水産加工技術導入の支援・活動のモニタリング (活動1-4、1-5 関連)
上記、(13)、(14)の活動を継続する。モニタリングの結果、選定・導入技術に所得・生産性向上の効果が見込めないと判断された場合は、直営専門家、C/P機関と協議の上、上記(10)～(12)も再度実施する。
- (20) FVCの改善活動の支援・モニタリング (活動2-3、2-4 関連)
上記、(17)、(18)の活動を継続する。モニタリングの結果、選定した、魚種、水産加工品では所得・生産性向上の効果が見込めないと判断された場合は、直営専門家、C/P機関と協議の上、上記(16)も再度実施する。

第3期：2025年1月 ～ 2027年1月

- (21) 養殖・水産加工技術導入の支援・活動のモニタリング (活動1-4、1-5 関連)
上記、(13)、(14)の活動を継続する。
- (22) FVCの改善活動の支援・モニタリング (活動2-3、2-4 関連)
上記、(17)、(18)の活動を継続する。
- (23) 研修・セミナーの実施 (活動1-6、2-5 関連)
C/P、直営専門家と協働で、パイロットサイト近隣のコミュニティ向けに以下の目的の研修・セミナーを開催する (5回程度)
① 適切な養殖・水産加工技術の知識向上
② FVCの改善活動の成果・教訓の共有。
- (24) 技術普及ガイドラインの策定 (活動、1-7、2-6 関連)
活動1-4のもと実施されたパイロット活動、活動2-3のもと実施されたFVCの改善活動を評価し、C/Pと協働で、養殖技術、水産加工技術、FVCの改善に関する漁業従事者向けの技術普及ガイドラインを策定する。

第8条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書等の名称	提出部数	提出時期
業務計画書 (第1期・第2期・第3期)	和文 2部 電子データ	各期の契約締結後10営業日以内

ワークプラン（第1期・第2期・第3期）	英文 2部 電子データ	各期の現地業務開始前にドラフトを電子データで提出 最終版：現地派遣1か月以内
業務進捗報告書（第1期・第2期）	和文：3部、 英文：3部 CD-R：3枚	第1期：2023年7月14日まで 第2期：2025年1月15日まで
業務完了報告書	和文：3部、 英文：3部 CD-R：3枚	2027年1月8日

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を業務完了報告書に添付して提出すること。

- ア. 漁業従事者向けの技術普及（Fishers Group Support Activities（FGSA））ガイドライン（成果1、2に関連する範囲のみ）

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年1月～2027年1月

業務工程は、2022年1月に開始し、約60ヶ月後の終了を目処とし、以下の3つの契約期間に分けて業務を実施することを想定している。

第1期：2022年1月～2023年7月

第2期：2023年7月～2025年1月

第3期：2025年1月～2027年1月

このため、第1期、第2期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約40.50人月（現地：38.00人月、国内2.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者／養殖技術（2号）

② 水産加工技術／水産物バリューチェーン（3号）

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ ベースライン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

下記資料はJICA経済開発部 農業・農村開発第1グループ第2チーム（Tel：03-5226-8461）にて配付します。

バングラデシュ国ベンガル湾沿岸地域漁村振興プロジェクト関連：

- 詳細計画策定調査報告書
- 詳細計画策定調査にかかわる協議議事録
- 案件概要表
- R/D（案）

バングラデシュ国水産開発アドバイザー関連：

- 案件概要表

- 基礎調査報告書（養殖・加工技術・水産バリューチェーン関連）
- 水産バリューチェーン調査報告書
- 沿岸部ホストコミュニティのレジリエンス強化の優良事例の形成に係る業務のTOR

2) 公開資料

- 特になし

(5) 対象国の便宜供与

- 1) カウンターパートの配置
- 2) プロジェクト事務所、家具、光熱費、インターネット通信費の提供
- 3) 現地活動費（プロジェクト活動にかかる C/P 職員の日当・宿泊費等）

(6) その他留意事項

1) 安全管理

渡航前：

a) 当機構が行う安全対策研修・訓練の受講

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。

b) 当機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が渡航の度に必ずブリーフィングを受講すること。

参考URL：<https://www.jica.go.jp/about/safety/briefing.html>

c) 外務省「たびレジ」への登録

全業務従事者が各自登録を行うこと。

参考URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

d) 当機構バングラデシュ事務所への情報提供

当機構バングラデシュ事務所が送付する安全情報に関連するメールリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式に記入し、当機構本部、バングラデシュ事務所の担当者に提出すること。

また、ダッカ出入国便、滞在先、宿泊施設も含めたバングラデシュ滞在スケジュールを提出すること。

渡航後：

a) 事務所ブリーフィング

バングラデシュ到着後、速やかに当機構バングラデシュ事務所による安全ブリーフィングを受講すること。安全ブリーフィングの受講日時については、当機構バングラデシュ事務所担当者と調整すること。

b) 通信手段

有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地に入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

c) 滞在スケジュール

バングラデシュ国内での安全対策について、当機構バングラデシュ事務所の指示に従うこと。現地での活動については最大限安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行う。現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定し、柔軟に対応できるように準備すること。

d) 宿泊施設

宿泊施設は、当機構バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

e) 執務環境

執務室についても当機構の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際し、実施機関の提供する施設等であっても当機構バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、当機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。団員の執務エリアは、滞在先のホテル、調査協力機関執務室の一部（貸与の可否について発注者とバングラデシュ側で協議予定）、現地再委託先執務室を想定している。

f) ダッカ市外への移動

ダッカ市外への移動は、当機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合は、当機構バングラデシュ事務所に相談すること。

g) 第三国業者を活用した再委託

現地再委託を第三国業者と締結する場合、再委託先の業務実施時に適切な安全対策がなされるよう、契約に安全対策に係る必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時に、①再委託業者が受注者からの指示に従うことを確保すること及び、②受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合、当該契約がその障害とならないよう、双方が協議して別途対応する等の不可抗力条項等を

盛り込むことを検討すること。

h) 安全管理体制

現地作業中の安全管理体制（日本国内からの支援体制も含む）をプロポーザルに記載すること。

i) ラマダン、イードの時期を避けた現地活動計画の策定

j) 本業務対象時期には、ラマダン、イードが含まれる可能性があり、上記日程を考慮した上で現地活動計画を策定すること。

その他：

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、当機構バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

2) 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やバングラデシュ政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期に関してはJICAと協議の上決定致します。

3) 不正腐敗防止 「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者 に速やかに相談するものとする。

以上